

消防消第106号
消防情第144号
平成18年7月19日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長

消防庁防災情報室長

消防救急無線のデジタル化整備スケジュールについて（通知）

消防救急無線のデジタル化整備に関しては、平成18年度までに都道府県を原則1ブロックとした広域共同整備の計画の策定をお願いしているところです。

整備方法が、このように、従来の消防本部単独の整備から、広域共同整備となること等を踏まえ、今後のスケジュール等については、下記事項に十分御留意いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、下記事項を踏まえて整備計画の策定等に当たっていただくとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 基本設計のスケジュール等について

現在、消防救急デジタル無線の方式は、小規模消防本部における単独整備を勘案し、共通波を含めて基本はSCPC方式とされ、大規模消防本部等において高速データ伝送等に活用する場合等はTDMA方式を採用することが可能とされているところです。

しかしながら、整備方法が、従来の消防本部単独の整備から、都道府県内を原則1ブロックとした広域共同整備となることを踏まえ、消防庁では消防救急デジタル無線の方式について、共通波を含め、来年度までに再検討を行うこととしております。

また、本年6月に消防組織法が改正され、各都道府県には、本年度から来年度にかけ

て「消防広域化推進計画」を策定頂くとともに、当該計画と整合を図りつつ、消防指令業務の共同運用エリアを決定頂くようお願いしているところです。

広域応援時等に各消防本部の無線の相互接続性を確保するとともに、整備費用の節減を図る観点からは、以上の消防救急無線のデジタル化整備に係る諸状況の変化を踏まえた設計及び整備を行うことが必要と考えられます。

については、以上の状況を御賢察頂き、今年度に整備計画を策定頂いた上、平成19年度に基本設計に向けた組織・予算面の調整を進めて頂き、基本設計については平成20年度以降に実施されるようお願い申し上げます。

2 整備のスケジュールについて

全国消防長会消防通信特別委員会検討結果報告書（平成15年3月）においては、共通波のデジタル化目標移行整備期限について、平成23年5月とされているところです。

しかしながら、全ての消防本部において平成23年5月までに一斉に共通波についてデジタル化整備を実施することは、前述の状況変化に加え、無線機メーカーの機器製造及び工事施工対応の観点から困難と考えられます。また、整備費用面からも、共通波について消防波・救急波に先行して整備することは、負担が大きくなるものと考えられます。

については、アナログ消防救急無線の周波数使用期限である平成28年5月までの間で、既存設備の更新時期等を踏まえた最適な時期に、共通波及び消防波・救急波を併せて整備いただくようお願いいたします。なお、この旨、全国消防長会とも調整済であることを申し添えます。

（注）都道府県内を原則1ブロックとした広域共同整備を行う際に、都道府県内の全ての消防本部が一斉に整備及び運用開始する必要はなく、都道府県内一体で設計を実施した後、各消防本部の既存設備の更新時期等を踏まえ、複数年に分けて段階的に整備及び運用開始することは可能です。